

# 令和6年度第1回菊池市公共交通会議

日時 令和6年8月21日（水）15時00分～

場所 菊池中央公民館 中研修室

1 開 会

2 会長選出

3 会長挨拶

4 議 題

（1）菊池市公共交通の現状について

（2）菊池市地域公共交通計画の概要について

（3）その他

5 閉 会

## 令和6年度菊池市公共交通会議 名簿

No.	関係団体名	役職名	委員名
1	熊本電気鉄道(株)	乗合事業部長	伊豆野 智英
2	産交バス(株)大津営業所	所長	宮尾 真美子
3	(有)キクチ観光タクシー	代表取締役	最上 照
4	(株)泗水タクシー	代表取締役社長	荒木 武
5	(株)一真	代表取締役	中川 健一
6	菊池市区長協議会	菊池区長会長	河原田 明彦
7	菊池市区長協議会	七城区長会長	山下 文康
8	菊池市区長協議会	旭志区長会長	野口 進也
9	菊池市区長協議会	泗水区長会長	三池 健治
10	菊池市老人クラブ連合会	会長	井上 石根
11	菊池市身体障がい者福祉協議会	会長	黒田 章
12	菊池市女性の会	会長	中原 恵
13	菊池市PTA連絡協議会	会長	出口 俊輔
14	菊池市商工会	事務局長	泉 大助
15	熊本県バス協会	専務理事	佐々木 康敏
16	熊本県タクシー協会	専務理事	吉田 光義
17	菊池警察署	地域交通課課長	藤田 治
18	九州運輸局熊本運輸支局	首席運輸企画専門官	白石 勇人 平野 光祐
19	菊池市政策企画部	部長	北島 悠子
20	菊池市建設部	部長	久川 知己
21	菊池市七城支所	支所長	古田 十咲
22	菊池市旭志支所	支所長	佐野木 成俊
23	菊池市泗水支所	支所長	高島 英輔
24	熊本県北広域本部	土木部長	工藤 康隆
25	熊本県交通政策課	審議員	高松 江三子
26	熊本大学	准教授	吉城 秀治
事務局	菊池市地域振興課まちおこし係		

## 菊池市公共交通会議要綱

平成19年9月28日

告示第126号

改正 平成24年告示第55号

平成26年告示第73号

令和元年6月28日告示第24号

令和4年4月1日告示第99号

令和6年8月19日告示第241号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成に関する協議等を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保に関する協議等を行う菊池市公共交通会議(以下「交通会議」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (協議事項)

第2条 交通会議は、前条の目的を達成するために、次の事項を協議する。

- (1) 交通計画の作成及び変更に関する事項
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 市の総合的な交通政策に関する事項
- (5) その他、必要な事項

### (組織)

第3条 交通会議は、次に掲げる委員をもって組織し、市長が選任又は任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (2) 市民又は利用者の代表
- (3) 関係機関を代表する者
- (4) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長又はその指名する者
- (5) 庁内関係部長
- (6) 熊本県における関係行政機関の職員

- (7) 学識経験を有する者
  - (8) その他、臨時委員として必要と認められる者
- 2 前項の委員の選任に当たっては、代表者等が指名する者を委員として選任することができる。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (運営)
- 第4条 交通会議の会長及び副会長は、委員の互選によりこれを選任する。
- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
  - 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
  - 4 交通会議は、原則として公開とする。
  - 5 交通会議の庶務は、政策企画部地域振興課において処理する。
  - 6 地域公共交通に関する相談、苦情その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

菊池市の公共交通にかかるご相談又は通報窓口  
菊池市役所 政策企画部 地域振興課  
連絡先：TEL 0968-25-7250  
FAX 0968-25-1113

- (協議結果の尊重)
- 第5条 交通会議で協議が調った事項については、交通会議の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。
- (分科会及びプロジェクトチーム)
- 第6条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会及びプロジェクトチームを置くことができる。
- 2 分科会及びプロジェクトチームの組織、運営その他必要な事項は、市長が別に定める。
- (その他)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 菊池市交通コミュニティ一検討委員会要綱(平成17年告示第169号)は、廃止する。

附 則 (平成24年告示第55号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第73号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年告示第24号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和4年告示第99号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和6年告示第241号)

この要綱は、告示の日から施行する。

# 公共交通の現状

## (1)路線バス

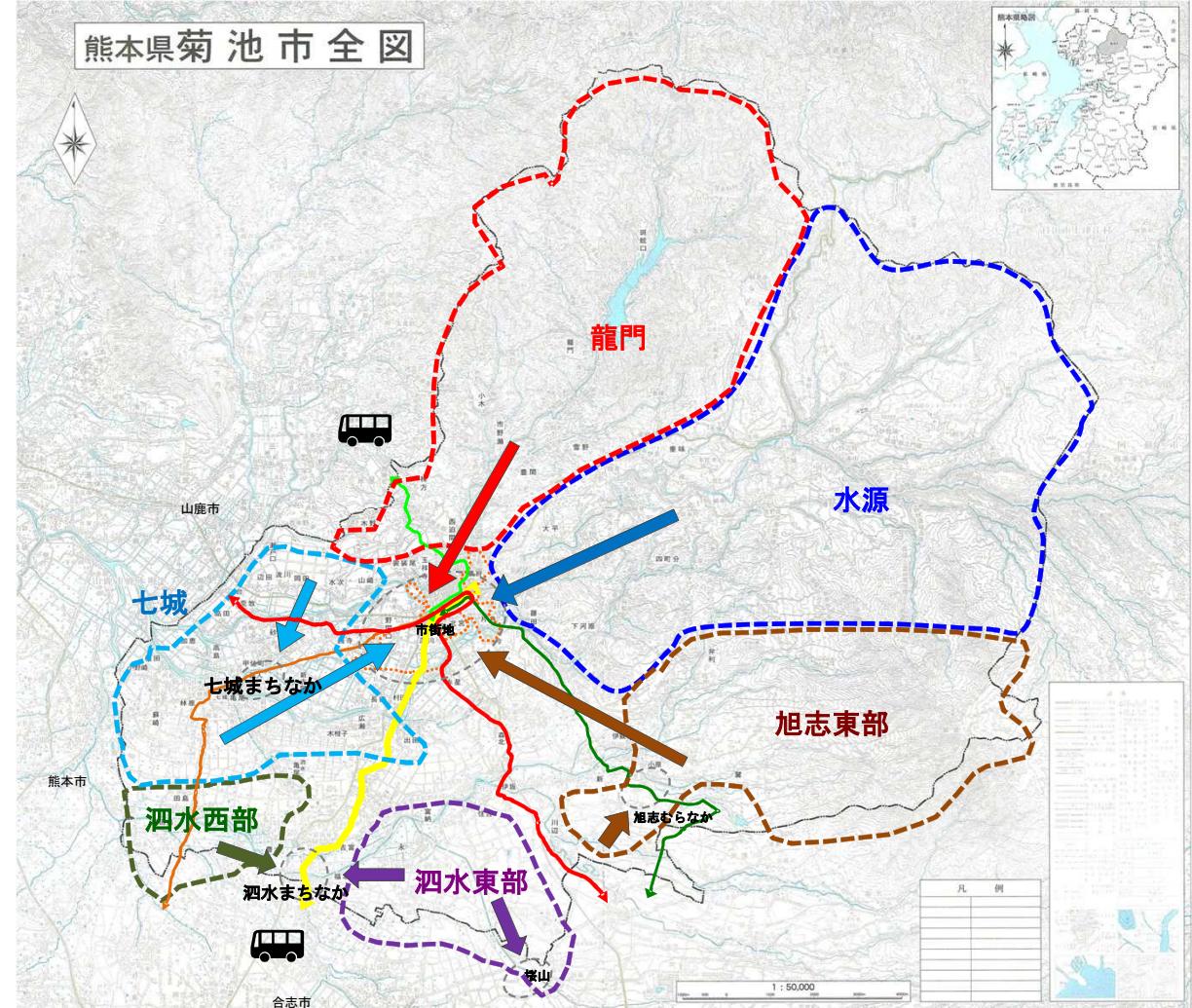
- ・熊本電気鉄道株式会社
  - ・菊池温泉市民広場～蓮台寺入口
  - ・七城・田島線
- ・産交バス株式会社
  - ・菊池産交～大津高校
  - ・山鹿バスセンター～菊池産交
  - ・菊池プラザ～山鹿バスセンター
  - ・菊池経由山鹿・大津線

## (2)きくちべんりカー

菊池市街地を運行するコミュニティバス

## (3)きくちあいのりタクシー

交通空白地域を補う予約制乗合タクシー  
龍門・水源・七城・泗水・旭志東部



## きくちべんりカー・きくちあいのりタクシー運行開始状況

- ① 「きくちべんりカー」 平成16年6月から運行開始
- ② 「水源地域線」 平成16年10月から運行開始
- ③ 「龍門地域線」 平成18年10月から運行開始
- ④ 「泗水西部地域線」 平成20年4月から運行開始
- ⑤ 「泗水東部地域線」 平成21年10月から運行開始
- ⑥ 「旭志東部地域線」 平成23年4月から運行開始
- ⑦ 「七城地域線」 平成28年4月から運行開始



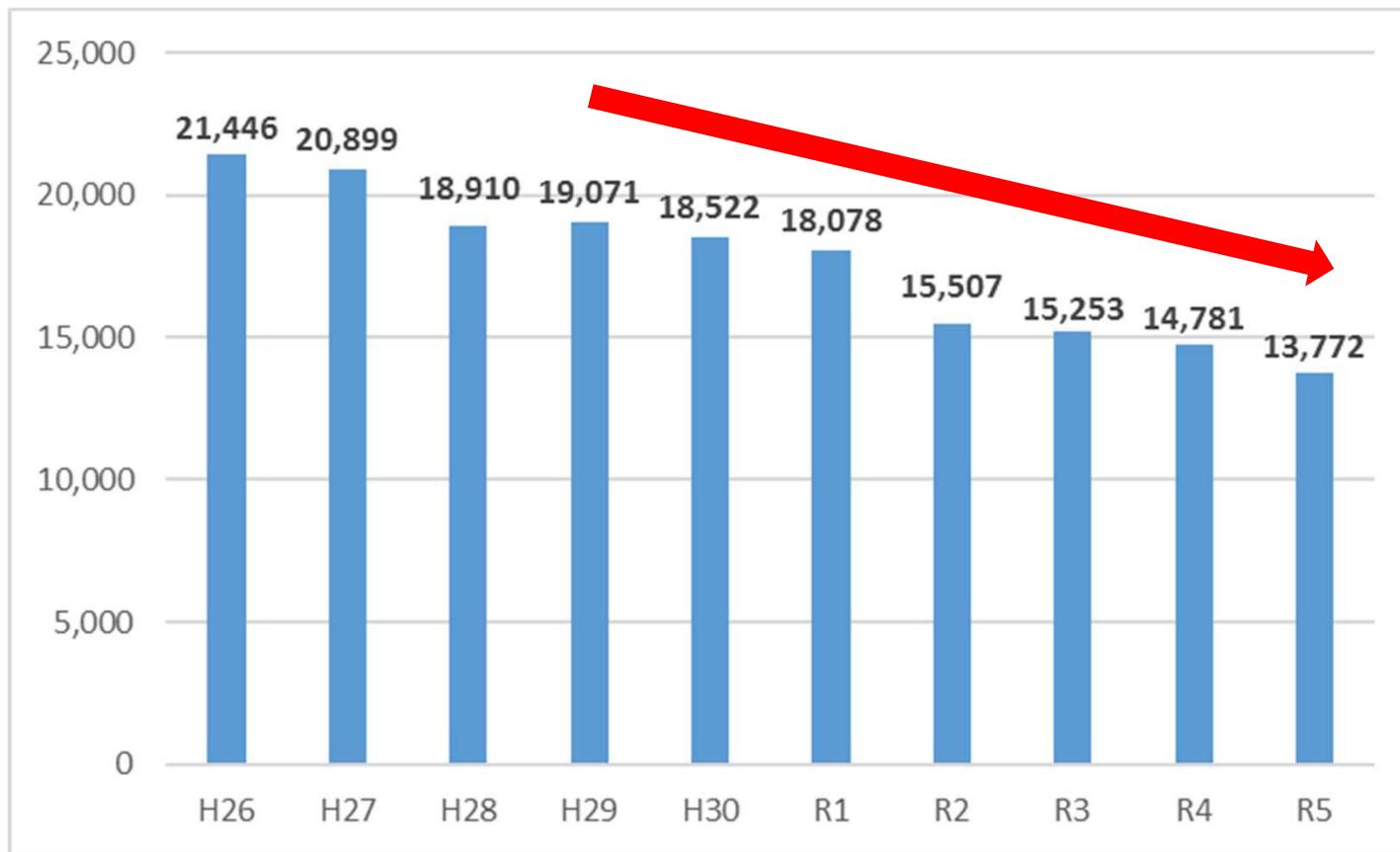
## きくちべんりカーについて



- ・東回り（隈府）コースと西回り（菊之池）コースの2路線（6便ずつ）
- ・月曜日から土曜日まで（日曜・祝日・振替休日・年末年始を除く）
- ・1乗車100円（こども、障害者手帳・療育手帳所持者及びその介護人は50円）
- ・運行車両：小型バス（定員29人以下）
- ・総延長 21.1 km 停留所数49カ所。
- ・1時間30分間隔で運行

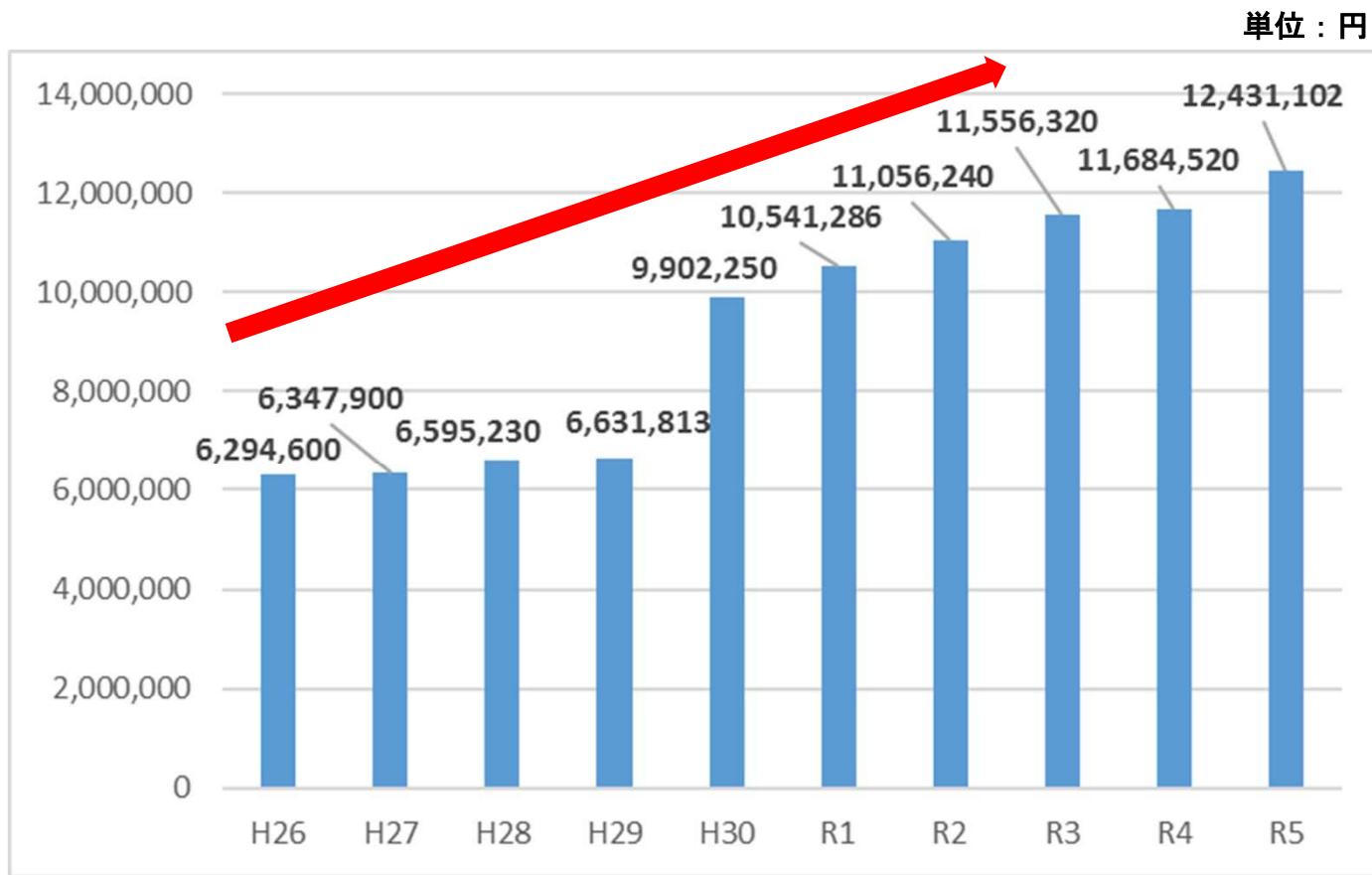
## きくちべんりカーの利用者数の推移

単位：人



	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
利用者数	21,446	20,899	18,910	19,071	18,522	18,078	15,507	15,253	14,781	13,772	176,239

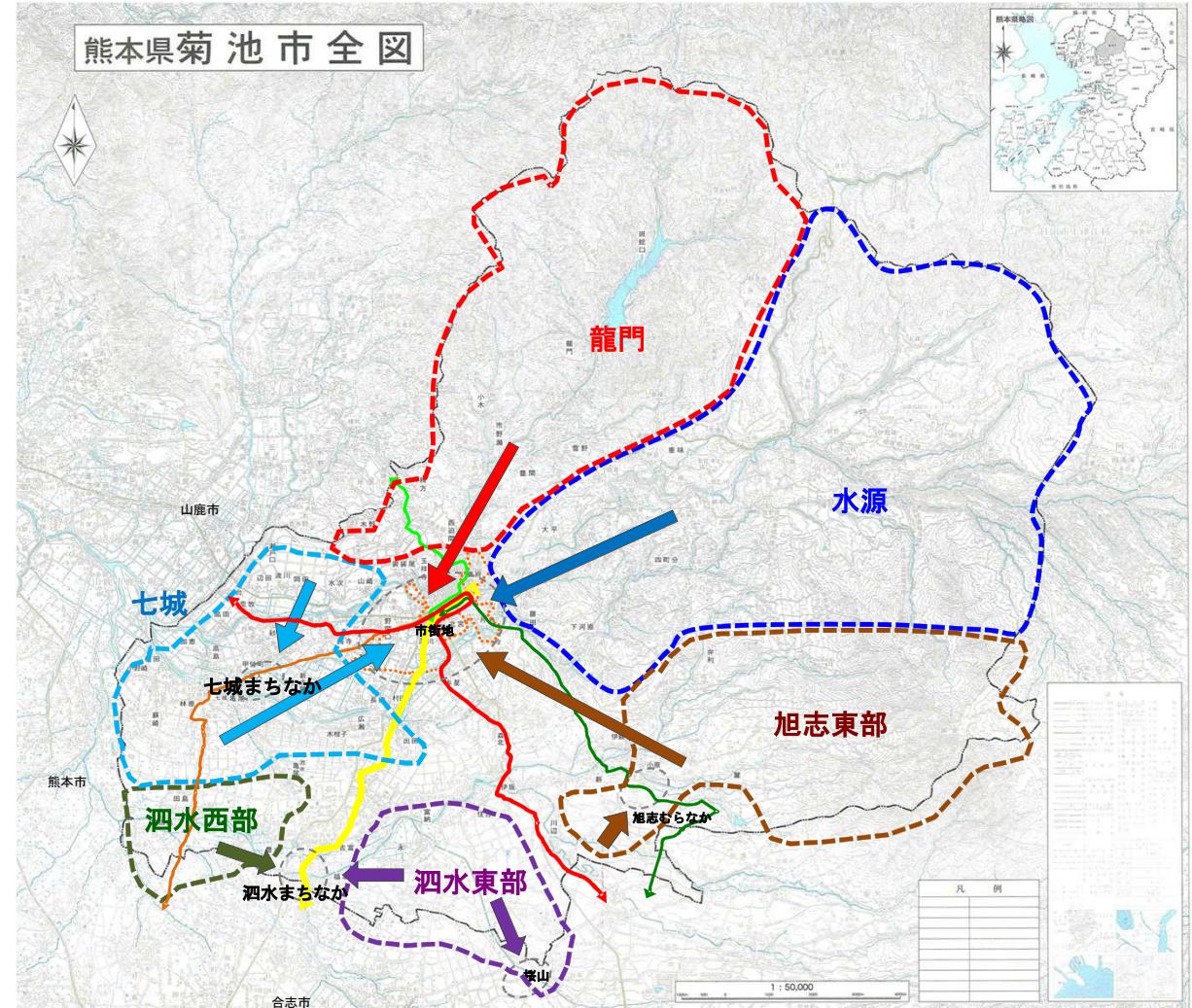
## きくちべんりカーの運行補助額の推移



## きくちあいのりタクシーについて

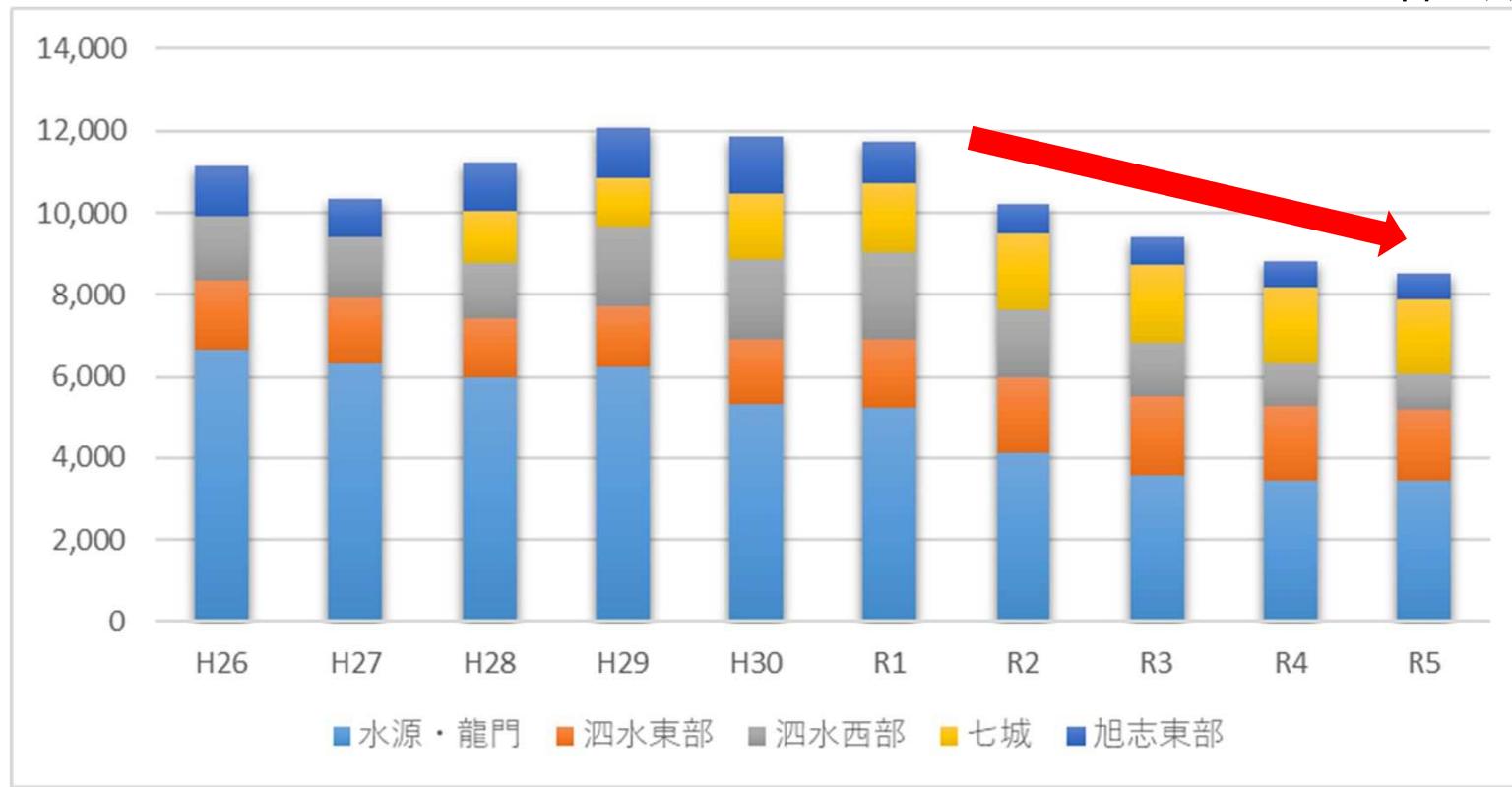
### ○特徴

- ・自宅から目的地の玄関まで、ドアtoドア
- ・他の方とのあいのりで利用
- ・月曜日から金曜日までの週5日運行 (H28~)
- ・1日の運行は最大4往復 (H30~)
- ・予約人数に応じて小型・ジャンボで運行
- ・200円~600円で利用が可能



## きくちあいのりタクシー利用者数の推移

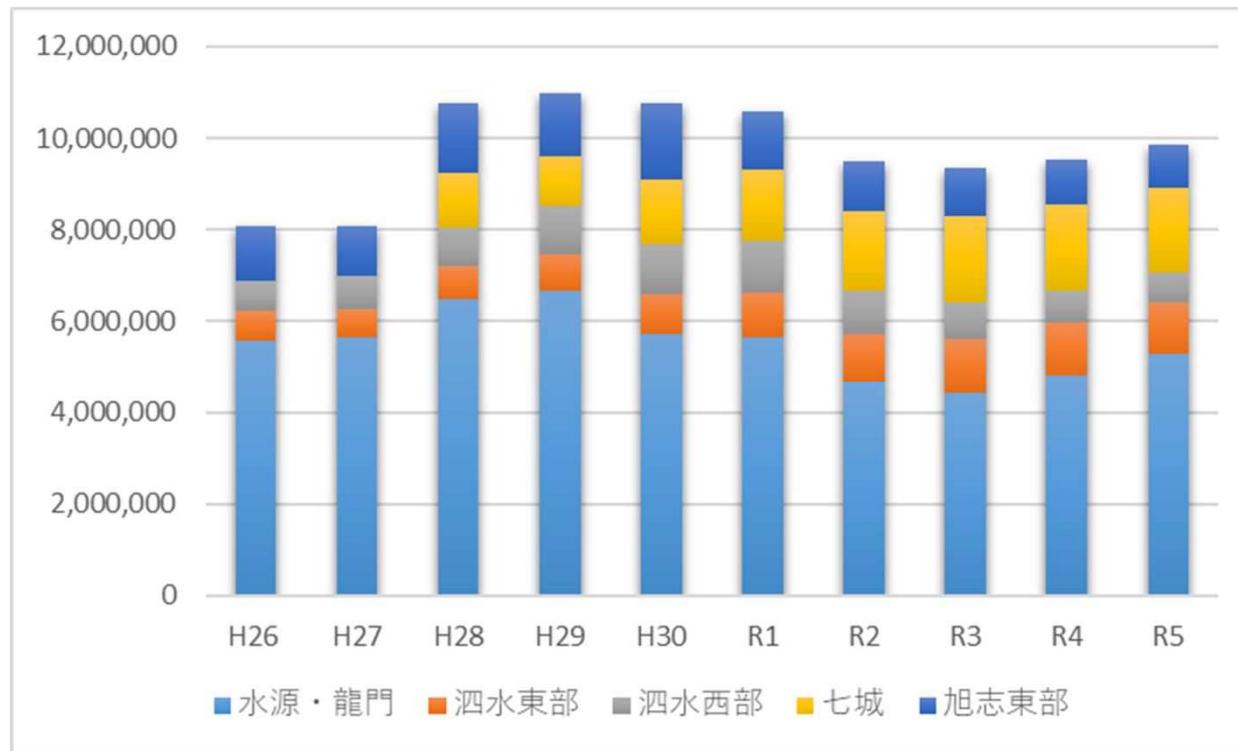
単位：人



利用者数	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
水源・龍門	6,667	6,318	5,987	6,243	5,311	5,205	4,114	3,550	3,461	3,425	50,281
泗水東部	1,684	1,615	1,431	1,456	1,587	1,724	1,868	1,987	1,812	1,764	16,928
泗水西部	1,570	1,454	1,365	1,973	1,938	2,117	1,645	1,305	1,042	886	15,295
七城	-	-	1,273	1,157	1,626	1,666	1,869	1,900	1,844	1,812	13,147
旭志東部	1,227	935	1,152	1,255	1,393	1,038	707	662	671	642	9,682
合計	11,148	10,322	11,208	12,084	11,855	11,750	10,203	9,404	8,830	8,529	105,333

## きくちあいのりタクシー運行補助額の推移

単位：円



補助金額	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
水源・龍門	5,575,840	5,658,900	6,467,660	6,648,210	5,724,190	5,638,310	4,683,230	4,410,200	4,834,060	5,279,400	54,920,000
泗水東部	642,540	613,700	741,640	812,800	885,200	982,640	1,026,960	1,204,150	1,135,690	1,125,760	9,171,080
泗水西部	661,280	712,460	828,960	1,089,860	1,059,360	1,114,940	955,880	806,280	678,750	640,120	8,524,710
七城			1,186,100	1,089,860	1,408,290	1,561,430	1,752,720	1,890,850	1,908,510	1,878,450	12,676,210
旭志東部	1,205,200	1,100,990	1,525,000	1,366,420	1,675,700	1,266,260	1,072,960	1,024,150	981,430	945,540	12,163,650
合計	8,084,860	8,086,050	10,749,360	10,983,970	10,752,740	10,563,580	9,491,750	9,335,630	9,538,440	9,869,270	97,455,650

## 令和6年度菊池市地域公共交通計画策定スケジュール（案）

項目	業務内容	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬															
計画策定	計画策定に向けた動き																																				
公共交通会議	会議（計4回）																																				
府内プロジェクトチーム	会議（計5回）																																				
パブリックコメント	計画（案）作成																																				
	パブコメ期間（30日以上）																																				